

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、副校長を愛知県立新城東高等学校に置き、関係規定を整備する必要があるからである。

愛知県立学校管理規則の一部改正の概要

1 改正の概要

校舎に副校長を配置すること等に伴う関係条文の整備

2 改正の内容

- (1) 愛知県立新城東高等学校作手校舎に副校長を置く。
- (2) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

愛知県教育委員会委員長 佐藤 元 英

愛知県教育委員会規則第十一号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和三十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「愛知県立刈谷東高等学校」の下に「及び愛知県立新城東高等学校」を加え、同条第二項中「通信制の課程」を「愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城東高等学校にあつては愛知県立新城東高等学校作手校舎」に改め、同条第三項を削る。

第十条の二第三項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

新

(副校長)

第十条 愛知県立刈谷東高等学校及び愛知県立新城東高等学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城東高等学校にあつては愛知県立新城東高等学校作手校舎に関する校務をつかさどる。

(特別支援学校の部主事)

第十条の二 1及び2 略

旧

(副校長)

第十条 愛知県立刈谷東高等学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、通信制の課程に関する校務をつかさどる。

3 副校長は、当該学校の教頭の中から校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(特別支援学校の部主事)

第十条の二 1及び2 略

3 部主事は、その部に属する教諭の中から校長の意見をきいて、教育委員会が命ずる。